4　寡婦・ひとり親控除の適用判定のフロー図

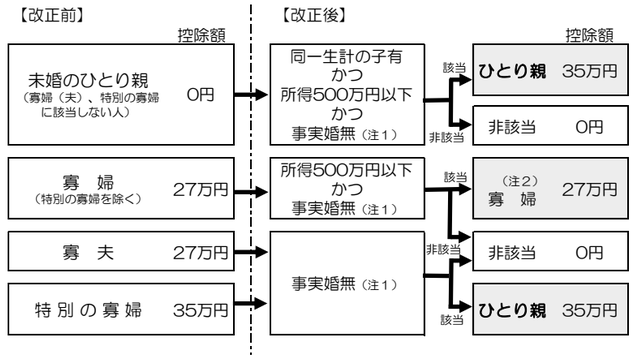

（注１）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。住民票に未届の夫又は未届の妻であると認められる続柄の記載がされた人がいないこと。

（注２）改正後の「寡婦」に該当する場合、生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」となります。年末調整の際は、申告する必要があります。

5　摘要欄への記載について

【所得税の定額減税】

所得税の定額減税は、令和６年６月１日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除（月次減税）した上で、年末調整の際にその時点の定額減税に基づいて精算（年調減税）する方法で行われます。

➢　年末調整をした給与等の場合

実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額　×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額　×××円 （注）控除しきれなかった金額がない場合は、「控除外額０円」
合計所得金額が 1,000 万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 （注）同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

（注）摘要欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにしてください。

➢　年末調整をしない給与等の場合

令和６年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

（注）令和６年６月１日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行います。

【同一生計配偶者】

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1000 万円以上の受給者の配偶者については、「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄には記載せず、摘要欄に配偶者の氏名（例「氏名（同配）」）を記載してください。

【障害者控除の適用がある場合】

摘要欄に対象者氏名（例「氏名（普通障害３級）」）を記載してください。

【②所得金額調整控除（裏面）の適用がある場合】

摘要欄に「扶養親族の氏名（調整）」、「同一生計配偶者の氏名（同配）」と記載してください。

ただし、「（源泉・特別）控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16 歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載する場合は、摘要欄への記載を省略できます。

6　退職者等の異動届出書の提出について

給与支払報告書を提出した受給者について、退職・転職等の異動があった場合は、**令和７年４月１１日（金）まで**に「給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。

現在特別徴収を行っている方で異動があった場合は、速やかに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。給与から差し引く税額が無い方も届出が必要です。

令和 **7** 年度分

給与支払報告書の提出について

都城市　市民税課

給与支払報告書は、市・県民税の計算のもととなる大切な資料です。令和７年１月３１日（金）までの提出をお願いします。総括表及び給与支払報告書の様式が変更となっています。

「⑦」（令和７年度）と記載された様式で提出してください。

給与支払報告書や総括表の様式等は、都城市ホームページで確認できます。

都城市ホームページ https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/

【掲載場所】　トップページ　くらし・手続き＞税金＞
個人住民税（特別徴収事業者用）＞
給与支払報告書を提出する際の必要な書類を紹介します。

提　出　期　限　　**令和７年１月３１日（金）**

提出先及び問合せ先　　市民税課（本庁舎２階１２番）
〒885-8555　宮崎県都城市姫城町６街区 21 号
電話　0986-23-7169（直通）　FAX　0986-23-6325

1　給与支払報告書の対象者及び提出先について

令和７年１月１日時点、都城市に住所を有する方

令和６年中にお支払いされたすべての給与等について、給与支払報告書を作成してください。提出先は、令和７年１月 1 日時点における住所地の各市町村となります。住所地が都城市以外の場合は、住所地の市町村に提出してください。

2　総括表の作成について

都城市では、事業所指定番号等を記載した「給与支払報告書（総括表）」を送付しています。都城市が作成した総括表を必ず提出してください。事業所で作成された総括表を提出される際は、都城市が作成した総括表を必ず添付してください。

＊該当者がいない場合は、総括表の報告人員に『０』と記載して総括表のみ提出してください。

【記入例】

⑦給与支払報告書（総括表）　都城市

都城市長宛　令和　年　月　日提出

給与の支払期間	令和 6 年 1 月分から 12 月分まで
給与支払者の個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
フリガナ	キリシマボンチ
給与支払者の氏名又は名称	株式会社　霧島ぼんち（屋号　　）
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称	
フリガナ	
同上の所在地	〒　885-0000 都城市姫城町6-21
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務部　管理給与 課　給与 係 氏名　都城　次郎 (電話 0986-23-○○○○　)　内線(1234)
関与税理士等の氏名及び電話番号	都城市税理士事務所 (電話 0986-23-○○○○　)

指定番号	1－00123456
事業種目	小売販売
受給者総人員	55 人
都城市報告人員 特別徴収対象者	46 人
都城市報告人員 普通徴収対象者（退職者及び退職予定者）	3 人
都城市報告人員 普通徴収対象者（退職者を除く）	1 人
都城市報告人員 報告人員の合計	50 人
所轄税務署名	都城 税務署
給与の支払方法及びその期日	月給、毎月27日
納入書の送付	（必要）・不要

基本的に受給者はすべて「特別徴収」となります。

「特別徴収できない受給者」に限り普通徴収対象者とすることができます。普通徴収申請書の申請理由を確認し、提出する給与支払報告書の枚数と一致するか確認してください。

給与支払報告書（個人別明細書）は、１人につき１枚ご提出ください（副本は不要です。）。

特別徴収（給与差引）の納入書の送付を希望する場合は、「必要」を○で囲んでください。未記入の場合は、納入書を送付します。